



2020年 オリンピック・
パラリンピックを日本で!

平成 24年 9月 28日
産 業 労 働 局

東京都制度融資における 「経営力強化保証対応型」融資の新設について

都は、国の「経営力強化保証制度」に対応した制度融資メニューとして「経営力強化保証対応型」融資を新設し、平成 24年 10月 1日から取扱いを開始します。

本制度は、金融機関や国の認定を受けた経営支援機関のサポートを受けながら経営改善等に取り組む中小企業者に対し、必要な事業資金を融資するものです。

1 融資対象者

金融機関及び「認定経営革新等支援機関」の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。

※ 認定経営革新等支援機関については、[参考]をご参照下さい。同機関は、今後、国が認定し公表する予定となっています。

※ 東京信用保証協会及び金融機関の審査があります。

2 特徴

- ◇ 事業計画の実施に必要な資金を2億8,000万円まで融資。
(一般保証枠。組合は4億8,000万円まで。)
- ◇ 最優遇金利を適用
- ◇ 信用保証料の引下げ措置あり(年率最大0.21%の引下げ)
- ◇ 融資にあたっては、以下が必要となります。
 - ・保証時に事業計画を策定の上、金融機関に提出し、保証期間中は四半期ごとにその実施状況を報告すること。
 - ・事業計画の策定や実施に当たり、金融機関及び認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けること。

3 受付期間

平成 24年 10月 1日(取扱開始)～平成 25年 3月 31日(貸付実行分まで)

※融資条件の詳細については、
別紙をご参照ください。

【お問い合わせ先】

産業労働局金融部金融課

片山、福田

電話 03-5320-4873

内線 36-820、36-821